地方公共団体コード						表番号	
1 2	3	0	0	0	6	7 5	8 3

7　鉱区税に関する調

区分			列番号 / 行番号 9	(1) 総鉱区 件数 12	(2) 総鉱区 面積又は延長（百アール） 17	(3) 左のうち非課税鉱区 件数 25	(4) 左のうち非課税鉱区 面積又は延長（百アール） 29	(5) 課税対象鉱区 件数 35	(6) 課税対象鉱区 面積又は延長（百アール） 40	(7) 調定額（千円） 48 55
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	0 1 0	6	448	0	0	6	448	83
		石油又は天然ガス鉱区	0 2 0	0	0	0	0	0	0	0
	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	0 3 0	97	6,720	9	2,198	88	4,522	1,809
		石油又は天然ガス鉱区	0 4 0	0	0	0	0	0	0	0
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区		法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0 5 0	0	0	0	0	0	0	0
		法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0 6 0	0	0（千メートル）	0	0（千メートル）	0	0（千メートル）	0
合計			0 7 0	103		9		94		1,892